

「退学」に納得できない！ パート②退学は重すぎる！（テキスト版）

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは弁護士の山上祥吾です。

今回は学校から退学と言われたんだけど納得がいかない、という場合についてお話をさせていただきます。そして、学校から退学と言われたんだけど納得がいかないという場合ですね、大きく分けて2つのパターンがあると思うんですけれども、一つは学校が言っている違反行為に全く身に覚えがないというパターン、もう一つは学校が言ってる違反行為に身に覚えはあるし、確かにやったんだけど退学はいくらなんでも重すぎますよというパターンになります。

今回は、この2番目の、退学が重すぎるというパターンについてお話をさせていただきます。

もう一つの違反行為に身に覚えがないというパターンにつきましては、別の動画を作っておりますのでそちらをご覧ください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PL3EZTIcqOpCyqWgyFgpuaDzgfhl-sRfwn>

そして今回ですね退学処分のようなお話をしていますけれども、退学処分の他に自主退学勧告と言って、自分で退学してください、退学しないならば退学処分にしますよということを学校側が言ってくる場合があります。ただ、この自主退学勧告も退学処分と変わりがないので、そういう前提でお話をさせていただきます。

そして、退学が重すぎるというパターンなんですけれども

学校には学則というのがあって、そこに学校によっては罰則ということで、

こういう違反をしたら退学にしますよとか停学にしますよというのは書いてあるんですけれども、だいたい、あまり細かいことまでは書いていなくて、ざっくりした校則になっていることが多いかと思います。

基本的によく退学となる場合というのは、社会的にも良くないということをした場合ですね。

万引きをしてしまったとかですね、人を殴ってしまったとか、色々あると思うんですけれども、そういう違反行為をしてしまった場合に、学校としてはですね、厳しい学校だと、これはうちの生徒としてふさわしくないということで、停学にすることもありますが、場合によっては退学という処分をすることがあるわけです。

この退学について、最高裁判所の判例というのがあります、学校の退学というのは、ものすごく簡単に言うと、最後の手段ですので、その生徒さんを学校内に留め置くと学校の秩序が保てませんよという、そういう最終的な場合に

やっと退学が認められるんですよ、という、そういう趣旨の裁判所の判決があります。

確かに違反行為は悪いことなんですけれども、例えばその違反行為1回で退学にすることが良いことなのかどうかというのを、ちゃんと吟味しなければなりません。

ですので、学校から、例えば退学と言われて、こういう違反行為がありました

と言われてもですね、よくお子様からお話を詳細に聴いていただいて、確かに悪いことをしたんだけど、これしかやってないんだと、もちろん、これしかやってないと言っても被害者の方がいるんですけど、そういう場合でも、被害者の方と例えば示談ができていたりとか、被害者の方も許してくれてるとか、そういう場合にまで学校が退学にする必要はないじゃないか、というような争い方をするのもあり得ると思います。

ですので、一概に、違反行為即退学というわけではなく、日本の裁判所の実務としてはですね、なかなか秩序が保てないような場合に退学が許されるというふうに考えております。

では、学校から退学と言われた場合、どういうふうに争っていくのかということをご説明いたします。

まず、学校との話し合いというのが考えられます。もう一つの違反行為に身に覚えがないという場合には、なかなか学校との話し合いというのは難しいところがあるんですけど、退学は重すぎるという、ご自分としては悪いことをしてしまったのは認めているところもあるので、場合によっては、学校との話し合いで戻れる可能性もないわけではないと思います。

ただ、やっぱり学校もですね、一度やった処分をなかなかひっくり返すというのは難しいところもありますので、裁判になる可能性の方が高いのかなというふうに思っております。

そして、裁判の場合、学校に戻りたいという裁判は、学生の地位を確認する裁判というのが考えられます。

それから、もう一つは、学校は戻らないで良い、でも、こんな不当な処分をする学校だったら、いなくていいけど、ただいろいろ苦痛を受けたから損害賠償を請求したいという損害賠償請求の裁判も考えられます。

このように2つの裁判が考えられます。学校に戻りたいという裁判については、通常の裁判をすると、日本の裁判は1年ぐらいかかります。日本の裁判は結構早い方なんですけど、それでも1年ぐらいかかってしまうので、そうすると、こういう学校関係の場合は1年の間にも子供さんも成長してしまいますし、カリキュラムも色々ありますし、不利益が大きいわけですね。

なので通常の裁判の前に、まずは仮処分というのを行うことが多いかと思えます。

この仮処分というのは何かというと、暫定的に早く判断してくださいという裁判になります。

通常の訴訟、それを本案訴訟という言い方をするんですけど、これはだいたい1カ月に1回裁判が開かれるんですけど

仮処分の場合は、1週間とか2週間に1回という早いペースで開かれていきます。手間はものすごく同じくらいかかるんですけども、仮処分の場合は、そういう形で早く進みますので、うまくいけば、例えば申立てをしから裁判所が決定を出すまで、1か月ぐらいで結論が出るという可能性もあります。

ですので、例えばほとんどお休みの間だけで終わったりすることもあるかも知れません。ですので、早く仮処分をやるというのも一つの重要なポイントかと思えます。

以上、退学に納得ができない、納得いかない、という場合の対応についてお話をさせていただきました。

最後までご覧いただきましてありがとうございました。